

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 愛知県名古屋市中区須成町二丁目41番地
名 称 サーライン株式会社
代表取締役 天白 正行

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和7年8月20日

4 処分の理由

被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項第1号違反（措置命令違反）により、法第14条の3の2第1項第5号に該当するものとして、令和7年7月23日付けで一宮市長から産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消処分を受けた。

このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホの欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第3号該当）。

（問合せ先）

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、吉川

電話 026-235-7164（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp